

## 脱原発基本法案(草案)

2011年3月11日、東日本大震災にともなう福島第一原子力発電所の事故が発生した。福島県をはじめとする周辺地域では、広大な範囲におよぶ放射能汚染により、16万人もの国民が故郷を追われ、生活を奪われ、地域社会は破壊された。さらに、広大な国土を汚染した放射性物質は、食や健康の安全を脅かし、国民に大きな不安を与えるとともに、国家経済に大きな打撃を与えた。

このような事態を前にして、元来の地震大国であり、地震の活動期に入ったおそれのある我が国においては、事故のリスクの大きさにおいて、原子力発電の存続は、極めて困難であると言わざるを得ない。

事故対策の前提となる想定規模を大きく凌駕する、予測不可能な未曾有の自然災害が発生する可能性は否定しきれず、さらに、既存の原子力発電所の施設の老朽化や防災設備の不備等が認められる以上、再び過酷事故が起こる可能性は非常に高く、ひとたび事故が起きれば計り知れない被害が発生する恐れがある。

また、原子力発電が生み出す放射性廃棄物の最終処理手段は未だに確立できておらず、今後確立されたとしても10万年以上の長い管理が必要とされ、多大な負債を未来へ残すことになる。

一方、原子力発電に依存しなくとも、火力発電、水力発電等をはじめとする代替手段や、国や地方公共団体、企業等による省エネルギーの推進によって、十分に電力が賄えることは、既に社会的に証明されている。

より安定的な電力供給のためには再生可能エネルギーなどの次世代エネルギー源の確保が急務であるが、短期的には天然ガスをはじめとする火力発電の推進によって実現可能である。

今や大多数の国民の願望である可及的速やかな原子力発電からの撤退は、政府に課せられた重大な責務である。

以上の状況に鑑み、ここに我々は、我が国の原子力発電からの撤退を確実かつ速やかに実施するために、この法律を制定する。

### (目的)

第一条 この法律は、原子力発電所の事故による災害が発生した場合に、国民の生命や経済社会に及ぼす被害が甚大になること、使用済核燃料の長期にわたる管理及び保存が極めて困難であること等に鑑み、脱原発基本計画で定めるところにより、できる限り早期に脱原発を実現し、もって国民の生命と健康を守るとともに、国民経済の安定を確保することを目的とする。

### (定義)

第二条 この法律における「脱原発」とは、すべての原子力発電所の運転を認めず、可及的速やかに廃止することとし、原子力発電を利用しなくなることに伴う各般の課題への適確な対応を図りつつ、原子力発電を利用せずに電力を安定的に供給する体制を確立することをいう。また、その他の所要の定義規定を設けることとする。

#### (基本理念)

第三条 脱原発の実現にあたっては、すべての原子力発電所の運転を認めず、遅くとも2015年度までのできる限り早い時期に、原子力発電を利用しなくなることに伴う各般の課題への的確な対応を図りつつ、電力を安定的に供給する体制を確立しなければならない。

2 脱原発の実現にあたっては、電力需給がひっ迫し、安定的な電力供給に支障が生ずることのないよう、省エネルギーを一層推進するものとする。

3 脱原発の実現にあたっては、原子力発電を利用せずに電力を安定的に供給する上で、短期的には天然ガスをはじめとする火力発電の利用拡大により、電力供給を補い、将来的には、再生可能エネルギーの割合を拡充するものとする。

4 脱原発の実現にあたって生じる原子力発電施設等立地地域、及びその周辺地域の経済的な問題については、その発生が国の政策の変更に伴うものであることを踏まえ、全面的な補償をはじめとした適切な対策が講じられるものとする。

#### (国の責務)

第四条 国は、脱原発を実現するため、前条の基本理念にのっとり、省エネルギーの推進及び短期的な天然ガスをはじめとする火力発電の利用拡大、将来的な再生可能エネルギー電力の拡充のために必要な政策を推進するとともに、脱原発を実現するにあたって生じ得る原子力発電所を設置している電気事業者等（以下「原子力電気事業者等」という）の損失に対して、適切に対処する責務を有する。

2 国は、前条の基本理念にのっとり、脱原発を実現するにあたって、原子力発電施設等立地地域及びその周辺地域における雇用状況の悪化等の問題が生じないように、再生可能エネルギー産業、省エネルギー産業、エネルギー総合サービス産業その他のエネルギー産業における雇用拡大のための措置を含め、十分な雇用対策を講ずる責務を有する。

#### (地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、国の施策を当該地域において実施するために必要な施策を推進する責務を有すること。

#### (原子力電気事業者等の責務)

第六条 電力会社等は、第三条の基本理念にのっとり、第九条第一項に規定する脱原発基本計画に基づいて、脱原発を推進する責務を有する。

#### (国民の協力)

第七条 全ての国民は、脱原発の実現に必要な協力をするよう努めなければならない。

#### (法制上の措置等)

第八条 国は、この法律の目的を達成するため、必要な関係法令の制定又は改廃を行わ

なければならない。

2 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(脱原発基本計画)

第九条 政府は、脱原発を計画的に推進するため、脱原発のための施策に関する基本的な計画（以下「脱原発基本計画」という。）を定めなければならない。

2 脱原発基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 次に掲げる事項を前提とした、遅くとも2015年度までのできる限り早い時期までの各原子炉の運転の廃止に関する事項

イ 発電用原子炉の運転はいかなる条件においてもこれを一切認めず、可及的速やかに廃止する。

ロ 発電用原子炉の設置の許可及び増設を伴う変更の許可を新たに与えない。

ハ 高速増殖炉を直ちに廃止する。

二 送電分離、電力系統強化等の電力システムの改革に関する事項

三 短期的な火力発電電力および将来的な再生可能エネルギー電力の拡大とエネルギー効率の向上に関する事項

四 電力の安定供給を維持し電力料金の高騰を防ぐ対策（省エネルギー及び化石燃料調達対応を含む。）に関する事項

五 原子炉の廃止を促進するための電力会社等への支援その他脱原発を実現するに当たって生じ得る原子力電気事業者等の損失に対する対策に関する事項

六 直接処分を前提とした使用済核燃料の管理又は処理の進め方に関する事項

七 脱原発の早期実現に向けた原子力発電施設等立地地域及びその周辺地域における雇用機会の創出及び地域経済の健全な発展に関する事項

八 原子力発電、核燃料再処理及び核燃料サイクルに係る事業の廃止に伴う必要な措置に関する事項

九 廃炉及びこれに関連する核廃棄物の処理、放射能汚染対策、核セキュリティ等における原子力関連の技術・研究レベルの向上並びにそのための人材の確保に関する事項

3 内閣総理大臣は、脱原発基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定により脱原発基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長（当該行政機関が合議制の機関である場合にあっては、当該行政機関）と協議するものとする。

5 原子力規制委員会は、前項の規定により内閣総理大臣に協議を求められたときは、必要な協力を行わなければならない。

6 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、脱原発基本計画を公表しなければならない。

7 第三項から前項までの規定は、脱原発基本計画の変更について準用する。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、脱原発基本計画の実施状況に関する報告書を提出しなければならない。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(原子力基本法の一部改正)

第二条 原子力基本法の目的から「将来におけるエネルギー資源を確保し、」を削る。

2 独立行政法人日本原子力研究開発機構の役割から「核燃料サイクルを確立するための高速増殖炉及びこれに必要な核燃料物質の開発並びに核燃料物質の再処理等に関する技術の開発」を削る。

3 その他所要の規定を設ける。

(エネルギー政策基本法の一部改正)

第三条 エネルギーの需給については、国民の生命及び健康に与える悪影響が未然に防止されるよう、原子力エネルギーの利用を前提としないことを基本とした施策が推進されなければならない旨の規定を設ける。

(核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部改正)

第四条 発電用原子炉の運転期間を1回に限り、20年以内の範囲で延長することができる旨の規定等を削る。

2 原子力規制委員会は、施設の位置、構造等が防災上の基準に適合していると認められない等の場合は、その設置者に対し、施設の使用の停止等保安のために必要な措置を命ずるものとする。